

蒲郡市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市防災会議条例（昭和38年蒲郡市条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、蒲郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、蒲郡市副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式により会長に届け出なければならない。

(異動者の報告)

第4条 条例第3条第5項に規定する委員のうち市長が委嘱する者に異動等があった場合、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 防災会議の招集は、会議の日時、場所及び議題を示した文書をもって、招集すべき日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りではない。

(会議の議長)

第6条 防災会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議録)

第7条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決

処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (3) 蒲郡市地域防災計画の作成又は修正について、あらかじめ愛知県知事に協議すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第9条 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の作成
- (2) その他会長が命ぜられた事項

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、蒲郡市危機管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。